附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に福島国際研究教育機構という名称を使用している者については、この法律による改正後の福島復興再生特別措置法第九十六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後八年を目途として、原子力災害からの福島の復興及び再生の状況、福島国際研究教育機構における研究開発の実施状況、当該研究開発に従事する研究者等の雇用の状況その他の福島国際研究教育機構の業務の実施状況等を勘案して、この法律による改正後の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（国立国会図書館法の一部改正）

第五条　国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一農水産業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように加える。

福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）

（行政事件訴訟法の一部改正）

第六条　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

別表農水産業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように加える。

福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第七条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一農水産業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように加える。

福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）

（個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第八条　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一農水産業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように加える。

福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）

別表第二独立行政法人地域医療機能推進機構の項の次に次のように加える。

福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法

（公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第九条　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一農水産業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように加える。

福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）

（復興庁設置法の一部改正）

第十条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「方針」の下に「又は計画」を加え、同条第二項第六号中「生活拠点形成交付金の配分計画に関すること」の下に「、同法第八章に規定する福島国際研究教育機構に関すること」を加える。

第十五条第二項に次の一号を加える。

三　福島復興再生特別措置法第百十二条第四項、第百十五条第六項又は第百十六条第二項の規定により同法第百二十七条第一項に規定する主務大臣に意見を述べること。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
法務大臣　古川　禎久
文部科学大臣　末松　信介
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
環境大臣　山口　壮

宅地造成等規制法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年五月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第五十五号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宅地造成及び特定盛土等規制法

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　基本方針及び基礎調査（第三条―第九条）
第三章　宅地造成等工事規制区域（第十条）
第四章　宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事等の規制（第十一条―第二十五条）
第五章　特定盛土等規制区域（第二十六条）
第六章　特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の規制（第二十七条―第四十四条）
第七章　造成宅地防災区域（第四十五条）
第八章　造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置（第四十六条―第四十八条）
第九章　雑則（第四十九条―第五十四条）
第十章　罰則（第五十五条―第六十一条）
附則

第一条中「に伴う崖（がけ）崩れ」を「、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ」に改める。

第二条中「それぞれ」を削り、同条第一号中「森林」を「森林（以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。）」に、「以外」を「（以下「公共施設用地」という。）以外」に改め、同条第二号中「又は宅地において行う」を「に行う盛土その他の」に改め、「（宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く。）」を削り、同条第七号中「宅地造成」の下に「又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）」を加え、同号を同条第九号とし、同条第六号中「宅地造成」の